



伊藤まさひろ県議会レポート

発行/自由民主党千葉県議会議員会

〒260-0855 千葉市中央区市場町2番13号 電話 043 (227) 7411

飲酒運転根絶へ条例施行

伊藤政調会長が趣旨説明

昨年6月28日に八街市内で下校途中の小学生5人が飲酒運転のトラックにはねられ死傷するという痛ましい事故を機に、自民党県連のPTプロジェクト・チームが作成した「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」が12月定例県議会に議員発議され、満場一致で採決されました。

採決に先駆けて登壇し、条例の趣旨説明を行った自民党県連政調会長の伊藤昌弘県議は、「悲惨な事故に大きな衝撃を受け、飲酒運転は絶対に許されるべきではないと改めて痛感した」と述べ、さらに「これ以上、極めて悪質かつ危険な犯罪である飲酒運転が、県民の安全で安心な日々の生活を脅かす状況を見逃さすわけにはいかない」と、発議に至った理由を説明しました。

16条からなる「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」は、飲酒運転をしていたり、または行われる恐れがある状況を見た県民や飲食店事業者らに警察官への通報の努力義務を課すなど、他県と同様な条例には類を見ない規定が盛り込まれています。

伊藤県議の12月県議会での趣旨説明を抜粋して掲載し、飲酒運転撲滅を目指して、今年1月1日から施行されている条例の内容を紹介いたします。

県民らに通報義務規定

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例案 趣旨説明(抜粋)

それでは、条例案の主なポイントについて御説明いたします。まず1点目として、条例の目的です。

第1条で、本条例は、飲酒運転の根絶に関し、県の責務と県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図るための施策を総合的に推進し、もって飲酒運転のない、県民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的と

しています。

2点目として、飲酒運転が行われていて、または行われるおそれがある状況を見つけた場合、通報の努力義務です。

飲酒運転を未然に防止し、または既に飲酒運転をしている者を道路交通の場から排除して、重大な交通事故の発生を防止するには、県民や関係事業者の協力が不可欠です。

そこで、第12条は、県民や飲食店、酒類小売店等の関係事業者は、飲酒運転をしている者や、これから飲酒運転が行われるおそれがある等の状況を見つけた場合

には、速やかに警察官に通報するよう努めなければならない旨を規定しました。

現在、飲酒運転の根絶に特化した条例を制定済みの都道府県は9つありますが、今申し上げた、関係事業者に対し、飲酒運転が行われるおそれがある場合にまで通報の努力義務を課す規定は、他県には類を見ないものであります。

3点目として、全ての事業者に対し、車両運行時における運転者の飲酒の有無の確認を努力義務としたことです。

皆様も既に報道等で御存じのとおり、今回の八街市における事故をきっかけに、いわゆる白ナンバーについて、車両の台数が少ない場合には、そもそも点呼等による飲酒の有無の確認が法令により義務づけられていなかったことが問題視されました。

12月定例県議会にて登壇し、千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例案提出の趣旨説明をする伊藤昌弘県議



そこで、本条例の第6条では、車両を運行する全ての事業者に対し、運転者の飲酒の有無の確認を努力義務として課すこととしました。

さらに、その確認に当たっては、より確実に飲酒運転を防止するための手段として、酒気を検知すると自動的にエンジンをかからなくする、アルコール・インターロック装置を含むアルコール検知器の活用を促す規定を設けており、このような規定は全国でも初めてとなります。

なお、以上の2点について、条例を「絵に描いた餅」としないためには、県民や事業者の理解と協力が不可欠となります。

本条例案が可決・成立した際には、執行部におかれては、県民や事業者に対し、条例の趣旨等について丁寧な説明を行うとともに、十分な周知に努めるよう、期待するものであります。

4点目として、公職にある者の率先垂範です。

第3条で、知事、我々県議会議員、県の特別職、そして県職員は、県民に範を示すべき立場であることを深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い決意を持って、飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとしました。

併せて、それらに準ずる公職にある者についても、飲酒運転の根絶に率先して取り組むよう努めるものとしてあります。

神門交差点に右折レーン

車の通行スムーズに

佐倉印西線

これまで、右折しようとする車が車の流れをストップし、慢性的な渋滞が発生していた佐倉市神門地先の神門交差点に千葉市方面への右折レーンが完成、ドライバーを悩ませていた渋滞が解消しました。神門交差点への右折レーン設置は、私、伊藤昌弘の公約の一つで、県への要望が実を結びました。

神門交差点は佐倉市と印西市を結ぶ主要地方道佐倉印西線と国道51号線が交わる交差点。佐倉駅からおよそ5キロの市街地にあります。神門交差点は八街方面からの道路も、右折しようとする車が直進車の邪魔にならないように改良されました。



完成した神門交差点右折レーン



右折レーン設置前の神門交差点

歩道整備、まず80%完成

吾々井線 宗吾酒々井

登下校の児童利用 800メートル設置予定



完成した一般県道宗吾酒々井線の歩道

印旛郡酒々井町の一般県道宗吾酒々井線800メートルにわたって歩道整備が計画されていますが、このほど、その一部が完成しました。引き続き、まとまった用地が取得できた場所から工事が行われ、最終的には道路両側に歩道が整備されることになっています。

歩道設置の要望が寄せられていました。県は平成25年から歩道整備に乗り出して用地買収を進め、現在、800メートルの道路両側に歩道を設置するのに必要な用地のうち4分の1ほどを買収しました。まとめて用地買収ができ、箇所での歩道整備の工事が行われ、このほど、延長80メートルにわたって歩道が完成し、歩行者に供用されました。

昨年6月、八街市で下校途中の児童の列にトラックが突っ込み、5人が死傷するという痛ましい事故が発生したこともあり、全線での早期の歩道整備を推進します。

佐倉市内林地に投棄

産廃の撤去始まる

佐倉市上別所地区の道路沿いに投棄された産業廃棄物の撤去が始まりました。県廃棄物指導課では引き続き排出元の特定を進め、撤去を指導していくと話しています。

おおよそ80トンにもわたって産廃が山積みされました。県廃棄物指導課の報告、措置命令に従わなかった会社社長は廃棄物処理法違反容疑で佐倉署に逮捕されましたが、産廃の山は残されました。撤去は搬入した業者が行うのが大原則ですが、廃棄物処理法では処分を依頼した排出元にも責任があると考えられています。県では複数の排出元を突き止めて撤去を指導、これに応じた数社が自分のところで出した産廃の撤去に取りかかり、積み上げられていた産廃の一部が重機でトラックに積み込まれ運び出されました。

今後引き続き、排出元の特定をして産廃の撤去を進めます。



次々と撤去される産業廃棄物



撤去前の産業廃棄物

伊藤まさひろ・PROFILE

略歴

- 昭和30年 佐倉市に生まれる
- 昭和53年 日本大学法学部卒業
- 平成7年 佐倉市議会議員当選
- 平成11年 佐倉市議会議員再選
- 平成19年 千葉県議会議員当選
- 平成23年 千葉県議会議員再選
- 平成27年 千葉県議会議員3選
- 平成31年 千葉県議会議員4選

現職

- 自民党千葉県連 政務調査会 会長
- 日大習志野高校同窓会 会長
- 佐倉リトルシニア野球協会 会長

●県政や佐倉市・酒々井町のまちづくりに関する悩みごと、気軽にご相談ください!!

伊藤まさひろ 県議事務所

〒285-0811 佐倉市表町3-6-28
TEL.043-485-8019
FAX.043-486-1616